3 特例症例

次の症例は、初診日より1年6月を経過しなくてもそれぞれの日が「障害認定日」となります。**障害年金に該当する可能性がありますので、該当する方で障害年金を申請していない方は共済組合までご連絡ください。**

	症　　例	障害認定日
①	上肢・下肢を離断又は切断したとき	その日
②	人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したとき	
③	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したとき	
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植、装着したとき	
	CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したとき	
④	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤による人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換したとき	
⑤	脳血管疾患による機能障害　※	初診日から6月経過した日以後
⑥	人工透析療法を施行したとき	透析開始から3月を経過した日
⑦	人工肛門、又は尿路変更術を施行したとき	施行日から6月を経過した日
	新膀胱を造設したとき	新膀胱を造設した日
⑧	喉頭全摘出手術を施行したとき	喉頭全摘出手術を施した日
⑨	在宅酸素療法を行っているとき	在宅酸素療法を開始した日
⑩	遷延性植物状態であるとき	状態に至った日から3月を経過した日以後

※医学的観点からそれ以上の機能回復がほとんど望めない場合等に限る。

4 軽い症状から悪化した場合における事後重症制度

障害認定日（原則として初診日から1年6月後）時点では障害年金の等級に該当しないような場合でも、その後症状が悪化し、65歳の誕生日の前々日までに3級以上の障害に該当したときは、請求により障害厚生年金が請求のあった月の翌月分から支給されます。ただし、請求書は65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。

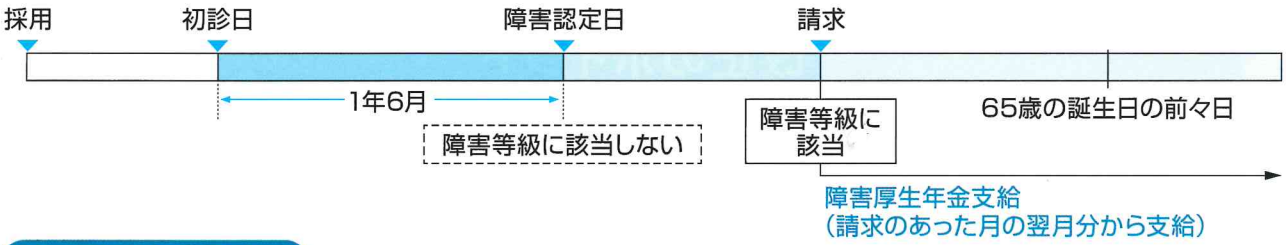

5 請求手続き

ご自身で気にかかる傷病等がある場合は、初診日と傷病名等を確認のうえ、共済組合にご連絡ください。状況をお伺いしたうえで、請求手続きに必要な書類を送付いたします。

❗ 初診日を確認するうえでの注意点

- 転院しているときは、転院前の最初に医師等の診療を受けた日を確認してください。
- 初診日は正確な傷病名が確定した日ではなく、誤診であっても最初に医師等の診療を受けた日を確認してください。
- 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病について医師等の診療を受けた日を確認してください。



①電話で相談
傷病の経過や受診歴などを整理した上で問合せ（内容に応じた共済組合指定の申請書及び診断書等を送付します。）

②診断書等の提出
申請書類（診断書等）を支部へ提出

③障害等級の決定
申請書類を審査医が判断し、本部において等級が決定されます。等級に応じて追加書類の提出をご案内します。

④障害厚生年金の決定
障害等級が1～3級に該当した場合に、本部において年金額を決定し、年金証書を送付します。